

高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県森林整備地域活動支援交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付目的及び交付対象事業)

第2条 知事は、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図る観点から、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）及び高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成16年5月10日付け16高森推第69号森林局長通知。以下「県実施要領」という。）に基づき、市町村又は市町村との協定に基づき地域活動を行う者（以下「交付対象者」という。）が行う交付金事業に要する経費及び交付金の交付の適正かつ円滑な実施のため市町村が行う事務に要する経費に対し、予算の範囲内で市町村に対し交付金を交付するものとする。

(交付対象事業の内容)

第3条 前条に規定する交付対象事業（以下「交付事業」という。）の区分及び交付額は別表第1に定めるとおりとする。また、交付事業の対象となる経費は別表第2に定めるとおりとする

(交付金の交付申請)

第4条 市町村長は交付金の交付を受けようとするときは、第1号様式により交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による書類の提出に当たって、交付対象者にかかる納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）並びに税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（以下「誓約書兼同意書」という。）を添えて提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合にあっては、その旨の申立書を納税証明書に代えて提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきと認めたときは速やかに交付決定を行い市町村長に対しその旨を通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 交付金の交付の目的を達成するため、市町村長は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付金に係る規則、この要綱等の規定に従わなければならないこと。
- (2) 交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を交付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

- (3) 交付事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 市町村長は、交付対象者に対する交付金の交付に際しては、前各号に掲げる条件を付さなければならぬこと。
- (5) 市町村長は、交付金の交付に際しては、交付対象者に対して県税等の滞納がないことを確認しなければならないこと。
- (6) 市町村長は、交付金の交付に際しては、交付対象者に対して「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」を踏まえた作業安全に関する取組を行うよう指導するものとし、交付金の申請に当たり「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】）チェックシート」を作成していることを確認すること。ただし、過去1年以内に当該交付対象者が他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの確認をもって、これに代えることができる。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第7条 市町村長は、規則第5条第1項第1号又は第3号の規定により知事の変更（中止・廃止）承認を受けようとする場合は、第2号様式による交付金変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の変更（中止・廃止）承認を必要とする事項は、交付金額の増額、30パーセント又は100万円を超える減額並びに事業の中止・廃止に該当する場合とする。

(状況報告)

第8条 市町村長は、交付金の交付のあった年度の11月30日現在における遂行状況を知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による遂行状況の報告は、第3号様式により当該年度の12月20日までに知事に提出しなければならない。

3 第1項による報告のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村長に対して当該補助事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第9条 市町村長は、交付金の概算払を請求しようとするときは、第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求ができるのは別表第1の地域活動に係る経費に限定するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第11条第1項の交付事業等実績報告書の様式は、第5号様式によるものとし、交付事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市町村長に対し、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付金に係る規則、この要綱の規定に違反した場合
- (2) 交付金の交付の決定に関して付した条件に違反した場合
- (3) 県実施要領に規定する交付金の返還等が生じた場合

2 知事は、前項の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に関する部分に対する交付金が既に市町村長に交付されているときは、当該市町村長に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(交付金交付の際付すべき条件)

第12条 市町村長は、交付対象者に交付金を交付するときは、(5)に規定する誓約書の提出を確認した上で、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

(2) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその從物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、補助事業者等の承認を受けないで、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、交付金事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者等による交付金の交付の決定をもって補助事業者等の承認を受けたものとすること。
ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(3) 前号による補助事業者等の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者等に納付させることがあること。

(4) 交付金により財産を取得した交付対象者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。

(5) 交付対象者は、交付金の申請に当たり、(4)を約した「誓約書」（第7号様式）を添付しなければならない。

(6) 交付対象者は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならぬ。ただし、交付対象者の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(7) 交付対象者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、第6号様式による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(グリーン購入)

第13条 交付事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第14条 交付事業又は市町村に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月16日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第6条、第11条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年5月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月19日から施行する。
- 2 交付要綱第3条別表第1の区分「森林境界の明確化」のうち（1）の（ウ）については、令和2年度に限る。

附 則

この要綱は、令和3年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区分	交付額
地域活動 （対象行為）	森林經營計画作成促進 地域活動に要した額。ただし、県実施要領第2の別表第1の対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額以内。 (ア) 経営委託 交付単価 28,500円/ha (イ) 共同計画等 交付単価 6,000円/ha (ウ) 間伐促進 交付単価 22,500円/ha (エ) 不在村森林所有者加算（不在村森林所有者に対する合意形成活動を行った場合に(ア)に加算される額）。 交付単価 10,500円/ha
	森林境界の明確化 地域活動に要した額。ただし、県実施要領第2の別表第1の対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額以内。 (ア) 森林境界の測量 交付単価 33,750円/ha (イ) 精度向上加算（性能の高い機器を用いて森林境界の測量を行った場合に(ア)に加算される額） 交付単価 7,500円/ha (ウ) リモセン加算（リモートセンシングデータを活用した森林境界の測量を行った場合に(ア)に加算される額） 交付単価 12,750円/ha (エ) 不在村森林所有者加算（不在村森林所有者が現地立会を行った場合に(ア)に加算される額） 交付単価 9,750円/ha (オ) 森林境界案の作成 交付単価 30,000円/ha
	森林所有者の探索 地域活動に要した額。ただし、県実施要領第2の別表第1の対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額以内。 森林所有者の探索 交付単価 3,750円/ha
	森林經營計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備 地域活動に要した額。ただし、県実施要領第2の別表第1の対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額以内。 森林經營計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備 交付単価 30,000円/ha
推進事務	(1) 推進事務 (2) 確認事務 (3) 交付事務 地域活動に要した交付金の合計額に2パーセントを基準に、交付実績及び説明会の開催数や確認事務の実施量等を勘案し調整した額とする。

別表第2（第3条関係）

区 分		対象経費
地域活動 （対象行為）	森林経営計画作成促進	人件費、技術者給、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費
	森林境界の明確化	
	森林所有者の探索	
	森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	
推進事務	(1) 推進事務 (2) 確認事務 (3) 交付事務	人件費：会計年度任用職員人件費 賃金：臨時雇用賃金 委託費：現地確認等補助作業及び地域説明会委託費 印刷費：資料等印刷費 会議費：茶菓等購入費、会場借料等 旅費：指導・調査旅費、連絡旅費 連絡費：郵送料等 賃借料：自動車、パソコン等賃借料 消耗品費：消耗品購入費

別表第3（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。